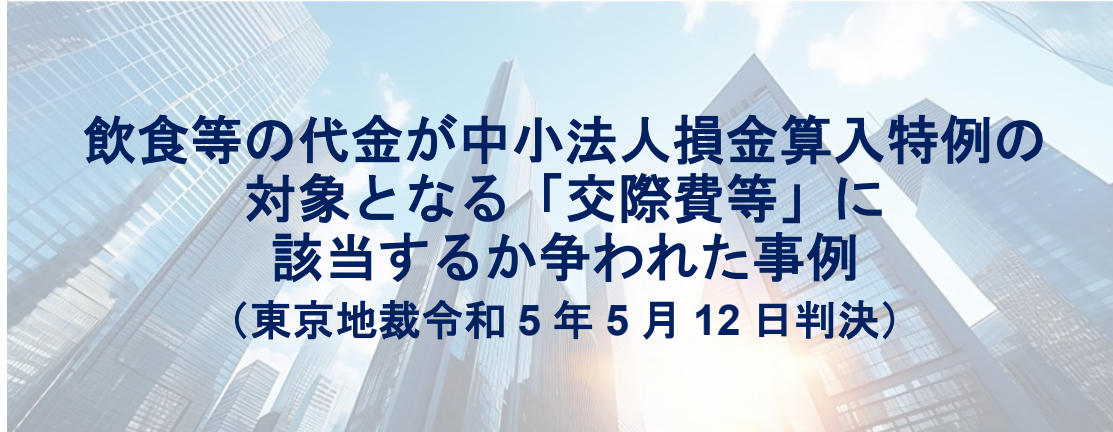


岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 4 月

T-LEX ワンポイント



弁護士・公認会計士 [武藤 雄木](#)
弁護士 [宮坂 智](#)

東京地方裁判所は、令和 5 年 5 月 12 日、納税者の代表取締役を務める者が支払った飲食等の代金について、交際費等として損金算入できることを前提に法人税等の確定申告を行ったところ、国が、実地調査において交際費等に該当しないと指摘した事案において、飲食等の代金に関する交際費の該当性の解釈を示し、納税者の請求の一部を認め、飲食等の代金について交際費等に該当すると判断しました。

令和 6 年度税制改正において、原則として損金の額に算入されない交際費等の範囲から除かれる飲食費の基準額が 1 人当たり 5000 円から 1 万円に引き上げられる（租税特別措置法（以下「租特」といいます。）61 条の 4 第 6 項、租特令 37 条の 5 第 1 項）とともに、資本金 100 億円以下の法人に対する接待飲食費の 50%を損金算入する特例（租特 61 条の 4 第 1 項、以下「50%損金算入特例」という。）及び資本金 1 億円以下の法人に対する 800 万円の定額控除限度額の特例（同条 2 項、以下「中小法人損金算入特例」という。）の適用期限が令和 9 年 3 月 31 日までに開始する事業年度となり 3 年間延期されるなど、交際費等に関する飲食費の取り扱いについては常に注目が必要です。本件では、飲食費に関する交際費等の該当性についての解釈が示されており、交際費等に該当するかを検討する際の参考になるものとしてご紹介いたします。

1 本判決の骨子

（１） 事案の概要

本件は、広告等の企画、制作及び飲食業の企画、経営等を目的とする A 社（資本金 800 万円）及び B 社（資本金 200 万円）が原告となり、A 社及び B 社の代表取締役を務める C が平成 25 年 7 月から平成 28 年 10 月までに、D（写真家）、E（建築家）、F（クラブ経営者）、G（バー経営者）及び H（飲食プロデューサー・タレント）らと飲食をし、係る飲食代を C のクレジットカードで支払った（以下それぞれの支出を総称して「各支出」という。）。A 社及び B 社は、各支出が交際費等に該当すると判断して会計処理を行い、A 社及び B 社の法人税等の確定申告においても、各支出について交際費等に該当するとして損金算入を行った。これに対して、国税当局（京橋税務署）は、実地調査を行い、各支出は交際費等には該当しないと指摘し、A 社及び B 社はこれに応じて、各支出を交際費等としない形で修正申告を行った。その後、A 社及び B 社は、各支出は交際費等に該当するとして京橋税務署長に対し更正の請求を行ったものの、国は更正すべき理由がない旨の通知処分をした。A 社及び B 社は、かかる通知処分に対する審査請求をしたところ、令和元年 6 月 5 日付けで国税不服審判所長は審査請求を棄却する裁決をしたため、A 社及び B 社は通知処分の取消しを求めて訴訟提起した。

（２）裁判所の判断

- 50%損金算入特例の対象となる「接待飲食費」とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する必要であって、「接待飲食費」であることについて、総勘定元帳等の帳簿書類に、①当該飲食費に係る飲食等のあった年月日、②当該飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係、③当該飲食費に係る飲食等に参加した者の数、④当該飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地、⑤その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項が記載されていることが要件とされているものである。しかし、本件各支出については②から⑤の記載が認められないため、50%損金算入特例に代えて、本件各支出が中小法人損金算入特例の対象となる交際費等に該当するか否かについて検討することを要することになる。
- 法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務に関連するものであって、その遂行上必要であると認められるものでなければならないのであるから、法人が支出した飲食等の代金が交際費等に該当するといえるためには、当該支出に係る飲食等の日時が特定されていることを前提に、当該支出の相手方が事業に関係のある者等であること、当該支出の目的が相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあること、当該支出の態様が租特 61 条の 4 第 4 項（現 6 項）に規定する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを要するというべきである。
- 交際費等については、租特上、損金不算入制度が原則として採られており、例外的にその一部を損金の額に算入することができることとされているものである。その趣旨は、

交際費等の支出が法人の営業活動の一部として行われるものであることは否定することができないが、法人による冗費的支出を抑制するとともに、これにより公平・適正な取引を確保し、もって取引における公正な価格形成を維持することを目的としているものと解される。このような見地からすれば、法人の支出した飲食等の代金が交際費等に該当するためには、その支出の目的が一般的・抽象的なものでは足りず、具体的に当該法人の業務と関連性があるものであることを要するというべきである。

- F、G 及び H との飲食等の代金については、A 社及び B 社の業務と関連することについて具体的な説明はなく、単に人脈を広げるといった抽象的な必要性があるというだけでは、具体的に業務との関連性があるということとはできない。
- D 及び E との飲食等の代金については、D 及び E と A 社及び B 社との間では継続的な取引関係が認められ、相互に業務を発注するといった実績があることに照らせば、その親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために必要なものであるということができ、逆に、明確にプライベートなものとして行われたものであるとうかがわせる事情もないため、業務と具体的に関連性があると認められる。なお、交際費等の該当性を検討するに当たり、法人が支出した個別の飲食等に係る接待交際と、その後、当該法人と接待交際の相手方との間で、行われた個別的具体的な取引・契約等との厳密な結び付きが認められない限り、業務との関連性が認められないと解することは、中小法人損金算入特例において年 800 万円の定額控除限度額が認められていることや、現実に行われている企業の営業・取引活動の実態にそぐわないものであるといわざるを得ない。

2 実務上の留意点

本裁判例では、法人において支出した飲食等の代金が交際費等に該当するかについて、交際費等について原則的に損金不算入、例外的に損金の額に算入できるという制度の趣旨を踏まえ、「その支出の目的が一般的・抽象的なものでは足りず、具体的に当該法人の業務と関連性があるものであることを要する」との解釈を示したことに意義があります。

飲食等の代金が交際費等に該当するかの判断に当たっては、単に人脈を広げるといった一般的・抽象的な目的では交際費等には該当せず、個別具体的な取引関係の継続等に向けられたものである必要があると考えられます。その一方で、飲食等の代金を支出した接待交際とその後、その相手方と個別具体的な取引・契約等との厳密な結びつきまでは求められておらず、現在の取引関係を円滑に進行するために必要であるといえるかで業務との関連性は充足すると考えられます。法人の事業に関連して行う取引や契約等との関連性は必要ではあるものの、実際の個別具体的な特定の契約との厳密な結びつきまでは不要となりますので、中小法人損金算入特例の対象となる交際費等して損金算入するには相手方との取引関係や従前からの関係性を踏まえて、法人としての取引を円滑にするか、新たに獲得することにつながるかといった検討が求められることになるといえます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士）
E-mail: ymutou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。



宮坂 智（弁護士）
E-mail: satoshi.miyasaka@iwatagodo.com

2019 年中央大学法学部卒業。
2021 年一橋大学法科大学院修了。2022 年弁護士登録。
コーポレート分野、労務分野、税務分野など企業法務一般を担当している。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別顧問として元金融庁長官中島淳一氏、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。